

<p>縁組後について</p>	<p>実親と里親の年一回の情報交換を進める中で具体的なエピソードはありますか？実親と里子のコンタクトはどれくらい実施しているのですか？</p> <p>また、養子縁組で育ての親になった人が途中でその子を養育を育児放棄するという事例はどのくらいありますか？</p>
----------------	--

(姜氏)

韓国では2012年8月から法律が施行される以前も、養子縁組は実母による出生届が条件とされてきました。ただ、許可制ではなく届け出制であったこともあり、養親が自分の実子として届け出ることが主流であったわけです。なので、子どもの福利を目的とする養子縁組特例法に基づいた養子縁組のうち、どの程度離縁があったのかについて正確な統計はありません。ただ、養親の都合による離縁があったことは事実であり、それも早急に許可制を導入すべき背景として指摘されていました。

(後藤氏)

(養子縁組をした養親が育児放棄をすること)は法律上はできません。養親からの離縁はできない仕組みなのが、特別養子縁組なのです。だからこそ、養親の審査や、親になるための研修の充実が必要です。

(小川氏)

育児放棄の件について、米国の統計を調べてみたのですが手に入れることが出来ませんでした。私が予測しますに、養子縁組家族で色々な困難や問題が生まれることは普通の家族と何ら変わりはないと思います。ただ同時に、養子縁組で子どもを迎えようと決意した育ての親は、普通の家族と違い子どもと出会うまでに様々な困難と大変な手続きを経て親となる道にたどり着きます。そのため、我慢強く困難を乗り越える強さを人一倍持ち合わせている方々が多いと感じています。

(赤尾氏)

アメリカやイギリスでも、親子関係がうまく築けず養子縁組を解消するケースはまれにあるようです(統計上の割合はわかりません)。

日本でも、子どもとの同居を開始してから試験養育期間に特別養子縁組をキャンセルする、ということのごくごくまれにあります。一般家庭にみられる育児放棄や虐待といったケースの割合と比べればかなり少ないのですが、こういったことが起こらないように養親希望者の事前審査やマッチング、そしてアフターフォローもきちんとしていく必要があると思います。